

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

ア 調達件名 岩手県立高田高等学校で使用する電気の供給

(ア) 契約電力 92キロワット

(イ) 予定使用電力量 356,633キロワット時

(2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和7年11月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法

ア (1)の件名で契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約単価を乗じて算出した総額で入札に付する。

イ 入札書には、別紙として、契約電力に対する単一の単価及び年額、予定使用電力量に対する料金区分ごとの単価(同一月においては単一のものとする。)並びに月額を記載した入札内訳書を添付すること。

ウ 落札の決定は、入札書に記載された契約電力及び予定使用電力量に対する総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日現在で、令和5・6・7年度物品競争入札参加資格者名簿(物品の製造の請負・物品の売買)に登録されている者

入札の日の前日までに上記名簿の登録が見込まれない者は、下記の要件を具備していれば、入札参加資格を認めること。

ア 営業に関し法令上許可、登録等を必要とする業種にあつてはこれを受けていること。

イ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。

ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

エ 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

オ 物品購入等参加資格を取り消され、その期間を経過しない者でないこと。

カ 県内において、国(公社、公団及び独立行政法人を含む)、県又は他の地方公共団体と同種同規模の電力供給契約を令和2年1月1日以降、12月以上継続して履行した契約実績を有する者(1年以上継続する契約の履行を含む。)であること。

(3) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日制定)に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者(同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更

生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けている者であること。
- (6) 再生可能エネルギーを導入している小売電気事業者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県教育委員会事務局教育企画室予算財務担当 電話番号019-629-6112（郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500gに見合う郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。また、岩手県のホームページ（<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/sonota/index.html>）から入札説明書をダウンロードすることも可能であること。）
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年10月10日午後2時 岩手県庁舎10階 教育委員室（入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、同月9日午後5時までに(1)の場所に提出すること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 入札日現在で、令和5・6・7年度物品競争入札参加資格者名簿（物品の製造の請負・物品の売買）に登録されている者は免除する。それ以外の者は下記のとおりとする。
 - ア 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - イ 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後、請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。
 - ウ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、この公告に示した入札参加者資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す仕様書等の書類を令和7年9月16日午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。